

～通告は、子どもを救うだけでなく、家族支援の第一歩です～

# 児童虐待を見かけたら通告を!!

万が一の悲惨な事件を起こさないためには、ささいな情報でも通告することが重要です。間違いであっても罪にとわれることはありません。虐待がうたがわれたら、迷わず通告しましょう。通告者の秘密は守ります。匿名による通告も可能です。



## ●児童虐待とは？

《身体的虐待》なぐる・ける・タバコの火を押し付ける・首をしめる・乳児を強く揺さぶる

冬に戸外にしめだす・意図的に子どもを病気にする

《ネグレクト》食事を与えない・お風呂に入れない・病気でも病院に連れて行かない

子どもの意志に反して学校に行かせない・夜子どもだけで留守番をさせる

乳幼児を車の中に放置したり、家に残したまま度々外出する

子どもの健康や安全への配慮をおこなわない

《心理的虐待》ちょっとしたことで怒る・威圧的な態度をとる・言葉でおどす・無視する

拒否的な態度をとる・兄弟姉妹とひどい差別をする

子どもの心を傷つけるようなおこないや言葉を発する

子どもの前で配偶者に暴力をふるう(DV)



《性的虐待》子どもに性的なおこないをする・ポルノビデオを見せる・ひわいな写真の被写体にする

## ●虐待が疑われるサイン



不自然なキズやアザがよくある・保護者を非常に怖がる・衣服がいつも汚れている・異常にやせていてガツガツ給食を食べる・家に帰りがらない・乳幼児健診や予防接種が未受診・年齢に不相应な性的関心や知識がある・不登校により子どもの状態が確認できないなど。

## ●虐待通告の義務と意義

・児童虐待防止法により、虐待の疑いがみられた場合、家庭児童相談室又は児童相談所に情報提供をしなければならない義務があります。

・情報提供は、家族支援の第一歩です。万が一の悲惨な事件を起こさないためにも、早期に発見し、対応することが必要です。



## ●児童虐待の未然防止対策



虐待を未然に防止するために、出産に対して否定的な妊婦さんなど、妊娠期からの早めの対応が重要です。



## 平成26年3月「日光市要保護児童対策地域協議会」において、 「児童虐待通告マニュアル」を作成しました。

※「要保護児童対策地域協議会」とは、子どもを守るために関係機関で組織するネットワーク会議のことです。

平成16年「児童福祉法」の改正により法定化され、家庭児童相談室及び児童相談所、警察、学校、幼稚園・保育園、市の福祉事務所、主任児童委員、子育て支援のNPO法人など、子どもにかかわるあらゆる機関で組織しています。

「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、関係機関が児童虐待防止に向けて取り組むべき事項を確認・整理するものです。

協議会では、子どもの最善の利益を第一に考え、通告ルールに基づき、児童虐待による悲惨な事件が起きないように努力していきます。

### 【マニュアル作成の目的】

関係機関が、児童虐待の共通認識と共通ルールのもと、児童虐待防止に向けて連携して取り組むことを目的に作成しました。

### 【マニュアルの内容】

- ・児童虐待についての共通認識の確認
- ・児童虐待を発見した際の対応例の紹介
- ・児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止への取り組み



### 《保護者の皆様へ》

※ 学校や幼稚園・保育園、病院などから保護者の皆様に、子どものキズなどの原因や理由の確認を求めることがあります。これは万が一の悲惨な事件の危険性を見落とさないためのもので、目的はあくまで家族支援です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 児童虐待の通告及び子育てに関するご相談は……

### 日光市家庭児童相談室

なやみゼロ

TEL 0288-30-7830 (電話は24時間対応)

開設時間 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

場 所 日光市今市1659番地10(シルバー人材センター敷地内)

相談内容はお子さんのことであればどのようなことでも結構です。  
お気軽にお電話ください。秘密は守ります。

### 各地区の主任児童委員も相談に応じます。

主任児童委員は、厚生労働大臣に委嘱され各地区で活動する「民生委員・児童委員」の中で、児童福祉を専門に活動している市民のなかの専門家です。

日光市要保護児童対策地域協議会

日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課 人権推進係

TEL 0288-21-5184 FAX 0288-21-5105

E-mail jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

